

掛川市条例第 1 号

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>(常任委員会の名称等)<br/>第2条 (略)</p> <p>(常任委員の任期)<br/>第3条 常任委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。<br/>2・3 (略)</p> <p>(特別委員会の設置)<br/>第6条 (略)<br/>2 (略)</p> <p>(委員の選任)<br/>第8条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u><br/><u>3 (略)</u></p> <p>(傍聴の取扱い)<br/>第19条 <u>委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u><br/>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>(秘密会)<br/>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> | <p>(常任委員会の名称等)<br/>第2条 (略)<br/><u>2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>(常任委員の任期)<br/>第3条 常任委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。<br/>2・3 (略)</p> <p>(特別委員会の設置等)<br/>第6条 (略)<br/>2 (略)<br/><u>3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>(委員の選任)<br/>第8条 (略)<br/><u>2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。</u><br/><u>3 (略)</u><br/><u>4 (略)</u></p> <p>(委員会の公開)<br/>第19条 <u>委員会は、これを公開する。</u><br/>2 委員長は、<u>委員会の秩序保持のため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u><br/><u>3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(秘密会)<br/>第20条 <u>前条の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</u></p> |

2 (略)

別表 (第2条関係)

| 名 称     | 定 数 | 所 管 事 項                      |
|---------|-----|------------------------------|
| (略)     |     |                              |
| 文教厚生委員会 | 8人  | 健康福祉部、教育委員会及び市立総合病院の所管に属する事項 |
| (略)     |     |                              |

2 (略)

3 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

別表 (第2条関係)

| 名 称     | 定 数 | 所 管 事 項               |
|---------|-----|-----------------------|
| (略)     |     |                       |
| 文教厚生委員会 | 8人  | 健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項 |
| (略)     |     |                       |

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の改正規定、第109条の2を削る改正規定並びに第110条及び第111条の改正規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第19条及び第20条の改正規定は平成25年4月1日から、別表の改正規定は同年5月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会委員会条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後最初に常任委員会の委員の選任が行われる日から適用する。